

平成28年度介護福祉士修学資金等貸付 介護福祉士実務者研修受講資金 募集要項

制度の概要

この制度は、介護福祉士実務者研修施設等に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの方の就学を容易にすることにより、介護福祉士の養成確保に資することを目的としています。

1 応募資格

次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす方（ただし、他都道府県（他都道府県が適当と認める団体を含む。）の介護福祉士修学資金等貸付、生活福祉資金の教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金・就学支度資金など国庫補助事業等により実施されている貸付事業の貸付けを受ける方、及び離職者訓練による介護福祉士訓練の受講生は、**対象外**です。）

- (1) 原則として岡山県内の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校または岡山県知事の指定した介護福祉士実務者研修施設（以下「実務者研修施設」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す方
- (2) 原則として岡山県内に住民登録をしているものであって、卒業後、継続的に介護等の業務（以下「指定業務」という。）に従事しようとする方
- (3) 実務者研修施設を卒業した日（※）から1年以内に介護福祉士として登録し、かつ、岡山県内の社会福祉施設等において継続的に指定業務に携わる意思を有する方

※ 実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達してない場合にあっては、「介護等の業務に従事する期間が3年に達した日」と読み替えます。

2 修学資金貸付額等

- (1) 右記の金額を上限として貸し付けします。 200,000円以内（一括）

〔貸付対象となる資金の用途〕

○実務者研修施設に支払う授業料、実習費、教材費等。参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等

- (2) 貸付利子 無利子。ただし、返還期間を過ぎても返済が済んでいない場合は、その残額に対して、年5%の延滞利子がかかります。

3 貸付期間 実務者研修施設に在学する期間

4 貸付金の返還免除

次のいずれかに該当する場合には、申請により貸付金の返還債務が免除されます。

- (1) 貸付決定者が実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、岡山県内の社会福祉施設等（県外の一定の国立施設等を含む。）において指定業務に従事し、かつ、2年間従事したとき。
- (2) 指定業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

5 返 還

次の事由が生じた場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から12ヶ月以内に、月賦又は半年賦による均等払（一括も可）で返還していただきます。

- (1) 貸付契約が解除（死亡し、又は退学したとき等）され、貸付けが中止されたとき。
- (2) 当該実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等登録簿に登録せず、又は岡山県内において指定業務に従事しなかったとき。
- (3) 岡山県内において指定業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

申込方法等

1 申込時の提出書類

- (1) 実務者研修受講資金借入申込書……………別紙1 様式第1号の2（本人が作成）
（注1）借入申込者および連帯保証人のそれぞれにご理解いただき、自筆での署名と捺印が必要です。
（注2）連帯保証人は1人とし、それぞれ独立した生計を営む保証能力の確実な成年者としてください。
借入申込者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者等）としてください。
- (2) 業務従事施設からの推薦書（様式第22号）※現に施設に従事していない場合は添付不要。
- (3) 借入申込者の住民票の写し（世帯全員の写し：申請日より3か月以内のもの）
※個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。
- (4) 連帯保証人の平成28年度所得・課税証明書（平成27年中の所得に対応するもの）について市町村長発行のもの）
- (5) 実務者研修施設の受講を証明する書類
- (6) 実務経験証明書（従事している〔従事していた〕事業所・施設の証明書）（様式第23号）
- (7) 個人情報の取扱いについての同意書

2 借入申込書等の提出先・期限等

- ・借入申込書等の申請書類は、平成29年1月16日(月)本会必着で提出してください。
- ・郵送の際は、簡易書留または特定記録郵便で郵送してください。普通郵便で郵送し、不着等の事故が生じた場合には本会では責任を負いません。

3 貸付決定又は不承認の通知

提出書類に基づき、借入申込者の中から本会の資金計画に応じて選考し、貸付決定通知書又は不承認通知書を送付します。また、推薦された介護施設又は事業所の長あてに、書面により通知いたします。

※審査内容及び不承認決定の理由に関するお問合せにはお答えできませんので予め御了承ください。

4 貸付決定後の提出書類

貸付決定を受けた者には、次の書類を提出していただきます。期限までに本会へ提出がなければ、借入を辞退したものとみなします。

(1) 借用証書（本人が作成。未成年者の場合、法定代理人（親権者等）の同意が必要。）

（注）連帯保証人及び法定代理人（親権者等）の印鑑は印鑑登録されたものを使用してください。

(2) 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書 各1通

（注）市町村長から3か月以内に交付されたものに限りします。

(3) 口座振込申出書（本人名義の口座に限りします。）

問合せ先

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活福祉資金班
TEL 086-226-3544（直通）